

令和3・4年度（第4期）
島根県 要約筆記者養成講習会
受講者募集要項

【実施主体】 社会福祉法人 島根県社会福祉事業団 島根県聴覚障害者情報センター

1. 目的

この講習会は、聴覚障がい者の福祉の向上と社会参加を促進し、要約筆記に必要な知識・技術及び対人援助技術を持った要約筆記者の育成を目的とします。

2. 講習内容

概ね次の内容について講習を行います。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 聴覚障がいの基礎知識 | (4) 対人援助の基礎理論 |
| (2) 日本語の基礎知識 | (5) 要約筆記の方法と技術 |
| (3) 社会福祉の基礎知識 | (6) 実技演習 |

厚生労働省（平成23年3月30日障企自発0330第1号）「要約筆記者養成カリキュラム等について」に基づき実施します。

3. 開講コース

◆手書きコース

◆パソコンコース

※両コース同時受講も可能です。

※16名に満たないコースは開講しない可能性があります。また、応募者多数の場合は、会場の収容人数の都合でお断りする場合があります。

4. 対象者

島根県在住の18歳以上の方で、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意があり、受講修了後、全国統一要約筆記者認定試験を受験し、島根県意思疎通支援者（要約筆記者）として活動できる方。

※パソコンコースについては、次の要件を充たす方

ア. 基本的なパソコン操作、ある程度タッチタイピングのできる方。

イ. OSがWindows8.1以上（可能な限り10以上）で有線LANが接続できるノートパソコンを持参できる方

5. 費用

受講料は無料です。テキスト代（3,670円）、教材等の一部をご負担いただきます。

6. 日程・会場（詳細は日程表のとおり）

開催期間	会場	講習時間
令和3年10月9日（土）～ 令和4年11月19日（土）	いきいきプラザ島根ほか （松江市東津田町 1741-3）	概ね 10：00～15：00

- ※ 1. 合同講義とコース別実技があります。
- ※ 2. 規定の出席日数に満たない場合は修了できません。（講義・実技それぞれ全講座数の3分の2以上を受講し、かつ必修科目（「第11講-5【総合実習】、第15講【演習】のうちどちらか）を履修すること）
- ※ 3. 日程・会場は変更する可能性があります。
- ※ 4. 受講人数により実技講習の時間を延長する可能性があります。
（手書き…11講、11講-5 パソコン…4講-2・3、11講全て、15講）
- ※ 5. 講習会場へ直接お問い合わせされることはご遠慮願います。

7. 受講申し込み

(1) 申し込み方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送またはご持参ください。

※申込用紙は島根県聴覚障害者情報センターのホームページよりプリントアウトするか、市役所や公民館などの公共施設に置いてあるものをご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.shimane-choukaku.jp/>

(2) 申し込み先

島根県聴覚障害者情報センター

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3階

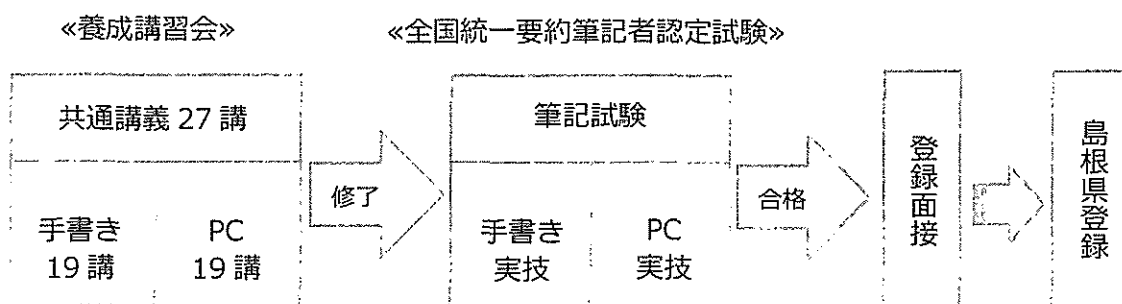
(3) 申込〆切

令和3年9月10日（金）

8. その他

(1) 過去に未修了となった方も再受講できます。

(2) 講習会から登録までの流れ



9. 問い合わせ先

島根県聴覚障害者情報センター

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3階

TEL : 0852-32-5960 FAX : 0852-32-5961

mail: center@shimane-choukaku.jp